



福島県南相馬市立原町第二中学校 学校だより第5号 令和4年9月2日(金)
発行者:校長 和田節子 TEL (0244)22-4188 E-mail: haramachi2-j@fcs.ed.jp

からくさ



【教育目標】 自律 探究 協働

【重点目標】 自ら行動し、経験に学ぶ生徒

心を揺さぶる熱いスピーチ

8月25日に、第71回相馬地方中学校英語弁論大会が行われました。本校からは、「創作の部」に、3年生の平みおんさん、谷本結さん、横山帆香さんの3人が出場しました。3人は、**圧巻の表現力**で聴衆の心を揺さぶりました。スピーチの概要は、

【平さん】南相馬には、**社会や未来のために頑張る人達**がたくさんいる。自分もロボテスや再生可能エネルギーなどの新しい産業の創出に関わっていききたい。

【谷本さん】使い終わったランドセルをアフガニスタンの子どもたちに贈った。SDGsを達成するためには、**目に見えない誰かのことを思いやる**ことが大事。

【横山さん】幼い頃から野馬追いに出場してきた。この伝統文化を継承するために、「**家系図フリー**」「**コストフリー**」「**ジェンダーフリー**」を実現していきたい。

「人を動かす」というベストセラーを書いたデール・カーネギーは、「**話す人の心の中に本当に伝えたいと思うものがあれば、スピーチは必ず成功する。**」と言っています。3人のスピーチは、「伝えたいこと」にあふれていて、心から感動しました。結果は、平さんが第1位、横山さんが第2位でした。平さんは9月9日に田村市で開かれる県大会に出場します。頑張ってきてください。



「BA.5対策強化宣言」9月19日まで延長

県内では、医療体制の危機的状況が続いています。「福島県医療非常事態宣言」は引き続き発出中であり、「福島県感染拡大警報強化版（BA.5対策強化宣言）」の期限は、9月19日まで延長されました。そこで、基本的なことですが、「どのようにして感染するのか？」について再度確認したいと思います。

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。一般的には1メートル以内の近接した環境において感染しますが、**エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうる**ことから、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。WHOは、**新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存する**などとしています。 ※ 福島県「新型コロナウイルス感染症関連情報ポータル」より

学校では、上記のような環境をつくらないう、換気や消毒を更に徹底していきたいと思います。なお、裏面に、感染した場合の陽性者の療養期間や濃厚接触者の自宅待機期間について記載しました。先日オクレンジャーを通じてお知らせしましたが、再度ご確認いただきたいと思います。

新型コロナ陽性者・濃厚接触者への対応について

1 陽性者の療養期間について

- 症状が出た人は、症状が出た日の翌日から10日間です。
- 無症状の人は、PCR検査等の検体採取日の翌日から7日間です。
- いずれの場合も、出席停止として扱います。

<症状がある方（症状が出た日の翌日から10日間）>

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
発症日	療養期間（10日間）										療養解除

<無症状の方（検体採取日の翌日から7日間）>

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
検体採取日	療養期間（7日間）							検温など健康状態の確認を継続		
								療養解除		

なお、10日間が経過するまでは、検温などによる健康状態の確認やリスクの高い場所の利用を避けるなどの感染対策をする必要があります。また、検体採取時に無症状でも、その後症状が出た場合は、症状が出た日の翌日から10日間が経過する日まで療養が延長になります。

2 濃厚接触者の自宅待機期間について

- 陽性者の同居家族は濃厚接触者となります。
- 家族以外の場合は、発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から、手が触れる距離（1メートル以内）で、マスクなしで、陽性者と計15分以上の接触（会話等）があった人は濃厚接触者となります。
 - ※ 接触の事例：会話、歯磨き時の会話、カラオケ等
 - ※ 接触に当たらない事例：徹底した黙食等
- 同居家族は、陽性者の発症日（無症状の場合はPCR検査等の検体採取日）以降に、家庭内で感染対策を始めた日を0日目として5日間です。同居家族の中で、別の家族が新たに陽性となった場合の待機期間は、その家族の発症日（無症状の場合はPCR検査等の検体採取日）を0日目として5日間です。
- 家族以外の場合は、陽性者の発症日（無症状の場合はPCR検査等の検体採取日）の2日前までの期間の陽性者との最終接触日から5日間です。
- いずれの場合も、出席停止として扱います。

なお、7日間が経過するまでは、検温などによる健康状態の確認を行う必要があります。無症状であり、2日目及び3日に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となりますが、一定の割合で4日目以降も発症するリスクが示されていますので、7日間が経過するまでは十分に注意を払う必要があります。本校では、感染のリスクを最小限にするために、5日間の自宅待機をお願いしています。どうしても短縮を希望される場合は、個別に検討させていただきますので、担任にご連絡ください。

今後、待機期間等について国や県の方針が変更される場合は、改めてお知らせします。

※ 福島県「新型コロナウイルス感染症関連情報ポータル」より抜粋・引用